

第2 福祉に関する事務所

福祉に関する事務所

1 管内の概要

区 分		河 北 郡		能美郡 川北町	管内計	県 計
		津幡町	内灘町			
面 積 (km ²)		110.59	20.33	14.64	145.56	4,186.21
					130.92	
人 口 (人)		36,724	26,504	6,229	69,457	1,130,159
生活 保 護 ※	被保護世帯数(世帯)	83 (0)	121 (0)	1 (0)	205 (0)	6,137 (44)
	被保護人員(人)	94 (0)	132 (0)	1 (0)	227 (0)	7,062 (55)
	保 護 率 (%)	2.6	5.0	0.2	3.3	6.2
中国 残 留 邦 人 等 ※	被支援世帯数(世帯)	0	0	0	0	19
	被支援人員(人)	0	0	0	0	26
生活困窮 者住居確 保給付 ※	支給世帯数(世帯)	0	0	0	0	1,110
老 人	高齢者数(65歳以上)(人)	8,956	7,104	南加賀保健福祉センターで管轄	16,060	334,552
	高 齢 化 率 (%)	24.4	26.8		25.4	29.6
児 童	保育所数(箇所)	1	5		6	126
	幼保連携認定こども園数(箇所)	10	4		14	226
	保育所入所児童数(人)	8	506		514	9,081
	幼保連携認定こども園入所児童数(人)	780	379		1,159	23,181
母子父子家庭世帯数(世帯)		305	407		712	12,722
民生・児童委員数(人)		86	59	145	2,020	

(注) 1 人口・高齢者数は、令和2年10月1日現在推計値。

2 面積は、国土地理院の「全国都道府県市区町村別面積調」に基づく面積。

3 保育所数(県計)は、保育所型認定こども園含む。

4 児童数(県計)は、保育所型認定こども園2・3号認定含み、1号認定除く。

5 母子父子世帯数は、平成29年8月1日実施の実態調査に基づく数値。

6 生活保護の()内は、停止中の数で内数。

7 川北町は、生活保護等(※の業務)についてのみ管轄区域であり、他の業務については管轄区域でない。

8 民生・児童委員数の県計は金沢市を除く。

9 生活困窮者住居確保給付の県計は令和3年3月の支給世帯数。

2 生活保護

憲法第25条の規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、その自立を援助することを目的としている。

(1) 管内の保護動向

令和3年4月1日現在の受給世帯は205世帯、受給人員は227人となっている。

(令和2年度 9世帯減、令和元年度増減なし、平成30年度15世帯増、平成29年度8世帯減、平成28年度8世帯減、平成27年度15世帯減、平成26年度11世帯減、平成25年度13世帯増、平成24年度19世帯増、平成23年度34世帯増(うち、野々市市分17世帯)、平成22年度31世帯増、平成21年度51世帯増、平成20年度13世帯増)

(2) 保護の開始・廃止

令和2年度中の保護開始は24世帯、開始理由別では「世帯主の傷病」、「預貯金等の減少」、「失業・稼働収入減」がいずれも7件(各29.1%)と最も多くなっている。

また、保護の廃止は、33世帯で、廃止理由では、「死亡」が9件(27.3%)と最も多く、次いで、「稼働収入増」が5件(15.2%)となっている。

① 生活保護事務処理状況 (令和2年度)

保護申請受理件数		処 理 件 数			未決定 件数	廃 止	保護世帯数 (令 3.3.31 現在)	停 止	停止解除
新 規	変 更	開 始	変 更	取下、却下					
27	329	24	329	3	0	33	205	0	0

② 開始理由別新規保護件数 (令和2年度)

世帯主の傷病	転 入	預貯金等の減少	失業・稼働収入減	仕送り収入の 減少喪失	その他
7	1	7	7	1	1

③ 理由別保護廃止件数 (令和2年度)

死 亡	稼働収入増	転 出	社会保障 給付金増	親戚縁者 の引取り	施設入所	その他
9	5	4	4	1	2	8

④ 管内市町別被保護世帯数・人員・保護率・世帯類型 (令和3年4月1日現在)

区 分 町 名	被保護 世帯数	被保護 人 員	保護率 (%)	高齢世帯	母子世帯	傷病・障害 世 帯	その他 世 帯
津 幡 町	83	94	2.6	50		30	3
内 灘 町	121	132	5.0	79	2	33	7
川 北 町	1	1	0.2	1			
計	205	227	3.3	130	2	63	10

⑤ 各扶助費別金額（令和2年度）

区 分	金 額(円)	構成比(%)
総 額	171,228,058	100.0
生 活 扶 助	95,232,266	55.6
住 宅 扶 助	47,987,770	28.0
教 育 扶 助	100,286	0.1
医 療 扶 助	1,076,279	0.6
介護、その他の扶助 (出産・生業・葬祭)	713,658	0.4
施 設 事 務 費	26,071,997	15.2
就 労 自 立 給 付 金	45,802	0.1

3 中国残留邦人等支援

「老齢基礎年金の満額支給」の対象となる特定中国残留邦人等又は、その配偶者の属する世帯において、収入が一定の基準に満たない場合、平成20年度より従来の生活保護に代えて、新たに支援給付を行っている。

① 支援給付事務処理状況（令和2年度）

申請受理件数		処 理 件 数			廃 止	支給世帯数 (令 3.3.31 現在)	停 止	停止解除
新 規	変 更	開 始	変 更	取 下、却 下				
—	—	—	—	—	—	—	—	—

② 各扶助費別金額（令和2年度）

区 分	金 額(円)	構成比(%)
総 額	—	—
生 活 扶 助	—	—
住 宅 扶 助	—	—
教 育 扶 助	—	—
医 療 扶 助	—	—
介護、その他の扶助 (出産・生業・葬祭)	—	—
施 設 事 務 費	—	—
就 労 自 立 給 付 金	—	—

4 住居確保給付

離職などにより、住居を喪失または喪失するおそれのある方に対し、住居の確保のため家賃相当額の給付を行うとともに就労支援を行う。

上限額 単身 31,000円 2人世帯 37,000円 3人～5人世帯 40,100円

ただし、単身世帯のうち住居の床面積が15㎡以下の場合は次の額の範囲内とする。

[11～15㎡ 28,000円、7～10㎡ 25,000円、6㎡以下 22,000円]

支給期間 3ヶ月限度(就職活動を誠実に継続している場合、3ヶ月延長及び更に3ヶ月再延長可)

① 住居確保給付支給世帯人員状況(令和2年度)

本年度当初 A		本年度開始 B		本年度廃止 C		3月末日現在 A+B+C		本年度停止		本年度停止解除	
世帯数	人員	世帯数	人員	世帯数	人員	世帯数	人員	世帯数	人員	世帯数	人員
0	0	28	46	19	33	9	13	0	0	0	0

② 住居確保給付支給状況(令和2年度)

件数	金額
28	3,500,600円

③ 住居確保給付申請事務処理状況(令和2年度)

種別	住居確保給付 申請書 受理件数	申請取り 下げ件数	決定件数			申請書受理後決定までの期間				未決定 件数
			開始 変更	却下	計	14日 以内	30日 以内	60日 未満	60日 以上	
新規	28	0	28	0	28	28	0	0	0	0
変更	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	28	0	28	0	28	28	0	0	0	0

5 障害者福祉

特別障害者手当等支給

在宅の重度の知的・身体障害児(者)等に対して次の手当の支給を行っている。

- (1)特別障害者手当 20歳以上で、知的・身体等に重度の障害を有するために、日常生活において常時特別の介護を要する者に支給。〔月額 27,350 円〕
- (2)障害児福祉手当 20歳未満で、知的・身体等に重度の障害を有するために、日常生活において常時介護を要する者に支給。〔月額 14,880 円〕
- (3)経過的福祉手当 昭和61年3月31日において20歳以上で、従来の福祉手当受給者のうち、特別障害者手当の支給要件に該当せず、かつ、障害基礎年金も支給されない者に支給。〔月額 14,880 円〕

① 管内特別障害者手当等支給事務処理状況(令和2年度) (単位:件)

区 分	申 請	決定状況等			停止解除	停 止	資格喪失	令和2年度末 現在の受給者数
		認 定	却 下	保 留				
特別障害者手当	2	1	1			3	48人	
障害児福祉手当	3	3				3	30人	
経過的福祉手当							1人	

② 特別障害者手当等の支給状況(令和3年4月1日現在) (単位:人)

区 分	特別障害者手当	障害児福祉手当	経過的福祉手当	計
津 幡 町	19	20		39
内 灘 町	29	10	1	40
計	48	30	1	79

6 老人福祉

(1) 養護老人ホーム

養護老人ホームは、老人福祉法に基づいて設置された施設で、環境上の理由及び経済的理由により家庭で養護を受けることが困難な老人が入所する(県内9ヵ所、定員700人)。

老人ホーム入所措置事務の窓口は市町であり、当所においては市町からの各種情報により、入所措置に係る広域連絡調整等を行っている。

養護老人ホーム入所状況

(令和3年4月1日現在、単位:人)

施設名 定員 市町名	金沢市		七尾市	小松市			輪島市	穴水町	能登町	県外の施設	計
	向陽苑崎浦	向陽苑木曳野	あつとほーむ 若葉	松寿園	第二松寿園	(盲)自生園	ふるさと 能登	朱鷺の苑	石川県鳳寿荘		
	120	120	80	80	50	50	50	80	70		700
金沢市	104	94		4		10					212
かほく市	2	1									3
白山市	6	6	1	8	3	1		2			27
野々市市	4	5			2		1				12
津幡町	1	1									2
内灘町											0
計	117	107	1	12	5	11	1	2	0	0	256

(2) 長寿者慶祝事業(長寿者お祝い、訪問)

年度中に満100歳になられる方へ「老人の日」に記念品等を贈る。

長寿者慶祝事業(令和2年度)

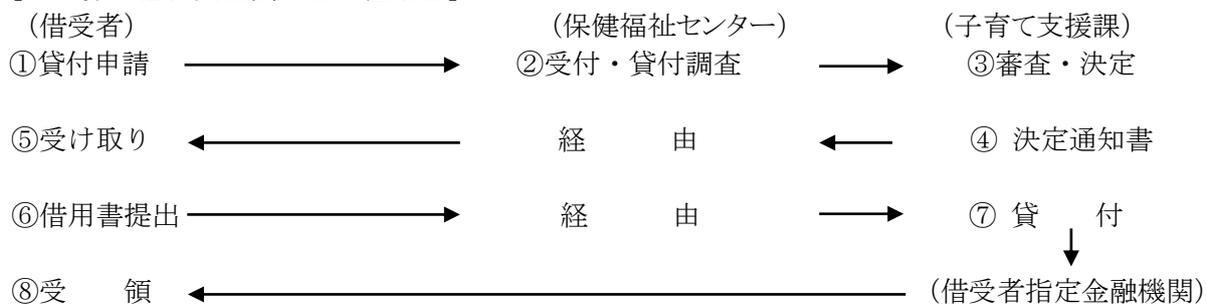
(単位:人)

区分	金沢市	かほく市	白山市	野々市市	津幡町	内灘町	他センターからの依頼	計
人数	144	11	58	17	10	6	0	246

7 児童・ひとり親家庭の福祉

ひとり親家庭の福祉推進のために母子・父子自立支援員1名が配置され、相談業務を行っている。
このほかに、母子寡婦福祉資金の貸付事務、母子生活支援施設への入所、交通災害等遺児すこやか資金の支給事務を行っている。

【母子寡婦福祉資金貸付金の経路図】



① ひとり親家庭福祉相談種別状況

(令和2年度)

(単位:件)

相談種別	件数	割合(%)
生活相談	208	33.6
児童相談	11	1.8
援護相談	394	63.5
その他	7	1.1
計	620	100.0

② 県単独事業実績

(令和2年度)

(単位:円)

市町	交通災害等遺児すこやか資金
金沢市	300,000
かほく市	
白山市	150,000
野々市市	
津幡町	
内灘町	
計	450,000

8 民生委員・児童委員

民生委員は、民生委員法に基づき厚生労働大臣の委嘱を受け(児童福祉法の規定により児童委員を兼任する)、社会奉仕の精神をもって、地域住民の福祉増進のため広範な活動を行っている。

管内の民生・児童委員145人が、令和2年度中に受理した相談は1,436件で、その内訳は次の表のとおりとなっている。

なお、民生・児童委員の中から、児童福祉に関する活動を専門に担当するのが主任児童委員(10人)である。

相談・支援状況(令和2年度)

区 分		件 数	割合(%)	区 分		件 数	割合(%)
内 容 別 相 談 ・ 支 援 件 数	在 宅 福 祉	72	5.01	分・ 野 支 別 援 相 件 談 数	高齢者に関すること	683	47.56
	介 護 保 険	41	2.85		障害者に関すること	164	11.42
	健康・保健医療	74	5.15		子どもに関すること	444	30.92
	子育て・母子保健	69	4.80		そ の 他	145	10.10
	子どもの地域生活	74	5.15		計	1,436	100
	子どもの教育・ 学 校 生 活	148	10.31	そ の 他 の 活 動 件 数	調 査 ・ 実 態 把 握	516	5.87
	生 活 費	12	0.84		行事・事業・会議への 参加協力	1,258	14.30
	年 金 ・ 保 険	2	0.14		地 域 福 祉 活 動 ・ 自 主 活 動	5,170	58.78
	仕 事	18	1.25		民 児 協 運 営 ・ 研 修	1,624	18.46
	家 族 関 係	40	2.79		証 明 事 務	221	2.51
	住 居	11	0.77		要 保 護 児 童 の 発 見 の 通 告 ・ 仲 介	7	0.08
	生 活 環 境	93	6.48		計	8,796	100
	日 常 的 な 支 援	451	31.41				
	そ の 他	331	23.05				
計	1,436	100					